

中小事業者オミクロン株集中対策支援金

まん延防止等重点措置（令和4年2月・県内全域対象）により、影響を受けた県内中小事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

支援金の対象者

※詳細は、申請要領(事務局ホームページ掲載)でご確認ください。

次の要件の全てを満たすもの

- ①県内に事業所を有する中小企業者等
- ②県内まん延防止等重点措置により、令和4年2月の月間事業収入が、2019年、2020年若しくは2021年（以下、「基準年」という）の同月比で、30%以上減少していること
- ③令和4年の年間事業収入見込額が、基準年の年間事業収入より減少見込みであること

※主として中小企業経営強化法第2条2項に掲げる中小企業者等を対象とし、今後も事業継続意思がある事業者

※個人事業主については、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い者を対象とし、1事業者に対して労務の提供のみを行う者を除く

重要

第4期・飲食店等への営業時間短縮要請(令和4年2月1日(火)～令和4年2月20日(日))の対象事業者は対象外です。

支援金額

支援額：1事業者当たり 法人 20万円 個人 10万円

※複数の事業所を運営している場合も1事業者分となります

受付時期

令和4年3月7日（月）～4月28日（木） ※消印有効

申請書の提出先

〒753-8799 山口中央郵便局留

中小事業者オミクロン株集中対策支援金事務局

又は、個人は住所地、法人は本店所在地の商工会・商工会議所

提出方法 原則として郵送（簡易書留など追跡ができる方法）

※感染防止のため、持参はお控えください。



問い合わせ先

中小事業者オミクロン株集中対策支援金事務局 ☎083-942-0310

HP：<https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>（平日9:00～17:00）

必要書類

重要

「県の支援金」のいずれかを受給済の方は、提出書類が少なくなります

※「県の支援金」とは、「中小企業事業継続支援金」、「中小事業者デルタ株集中対策支援金」、「中小事業者緊急対策支援金」をいいます。

1 「県の支援金」のいずれかを受給済の方

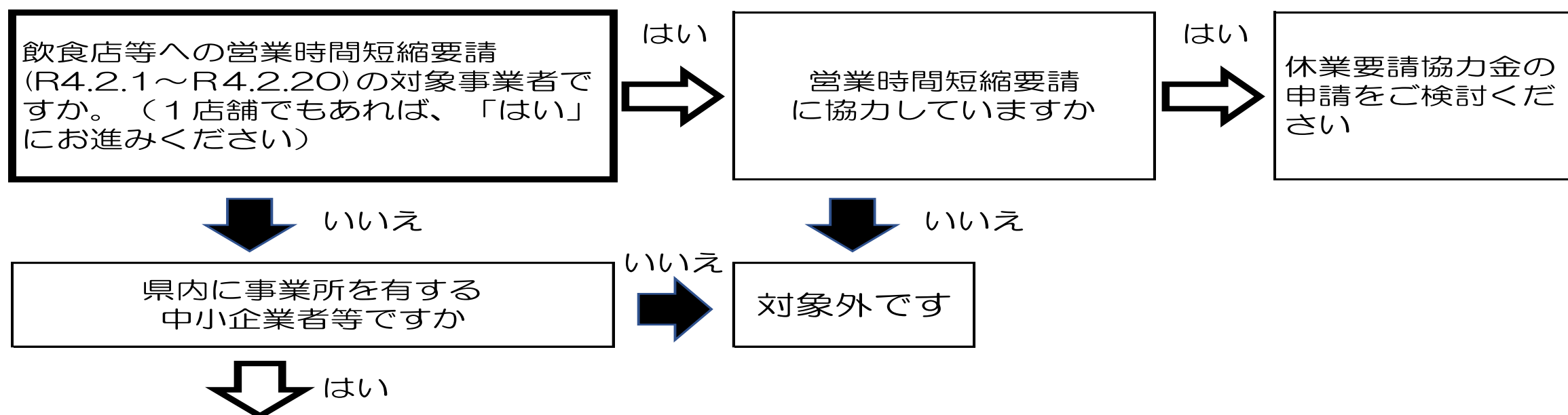
- ①申請様式（事務局ホームページからダウンロードしてください。）
中小事業者オミクロン株集中対策支援金交付申請書兼請求書、宣誓・同意書、売上確認書
- ②2021年の確定申告書類の控等
・所得税第一表、法人税別表一※收受日印のある控(法人で確定申告前の場合は不要)
- ③2022年2月及び基準年2月の月間事業収入がわかるもの

2 「県の支援金」のいずれも受給されていない方

- ①申請様式（事務局ホームページからダウンロードしてください。）
中小事業者オミクロン株集中対策支援金交付申請書兼請求書、宣誓・同意書、売上確認書
- ②確定申告書類の控等
・所得税第一表、法人税別表一※基準年及び2021年の收受日印のある控(法人で確定申告前の場合は不要)
- ③基準年の年間事業収入がわかるもの
・法人概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書 等
- ④2022年2月及び基準年2月の月間事業収入がわかるもの
- ⑤本人確認ができるものの写し（個人事業主）
- ⑥申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

なお、本申請受付は、予算成立後、速やかに支給を開始するため、補正予算成立前に申請受付手続きが行われているものです。予算の執行及び受付期間については、令和3年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。また、予算審議において募集内容が変更された場合、補正予算成立前に受理した申請については、再提出いただく可能性がございますので、ご注意ください。

フローチャート



支援要件を満たす場合、オミクロン株集中対策支援金の給付対象になり得ます。
売上確認書を作成し、以下の要件を確認するとともに、その他の支給要件を確認してください。

- ・2022年2月の月間事業収入（事業復活支援金を含む）が基準年2月より30%以上減少
- ・2022年の年間事業収入見込（事業復活支援金を含む）が、基準年の年間事業収入より減少

※別に、**国の事業復活支援金**の制度もあります。（☎0120-789-140）
専用ホームページをご確認ください。 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

